

## 第5部 資料編

### 1 当事者団体等からの聞き取りの結果

#### (1) 調査の概要

##### ① 目的

障がい者計画の見直し及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の作成をするに当たり、当事者団体などから現状やニーズを聴取することにより、計画の内容並びに今後の本市の障がい福祉施策の参考とするため。

##### ② 聞き取りを実施した団体等及び実施日（14団体・実施日順）

日付		団体
令和4年	12月19日	発達障がい児親の会 CHERRY
		全国パーキンソン病友の会
	12月22日	オストミー協会
	12月26日	鳥取県盲ろう者友の会
		鳥取県西部ろうあ協会
		発達障がい家族ネット
		鳥取県見えにくい人を考える会
12月27日	鳥取県視覚障害者福祉協会	
令和5年	1月12日	米子市肢体不自由児者父母の会
		西部ろうあ仲間サロン会
		おやこサポート小窓
		鳥取県難聴者・中途失聴者協会
	1月19日	精神障害者家族会すけっと
	1月20日	米子市手をつなぐ育成会

##### ③ 聞き取り内容

- 当事者団体の現状
- 地域移行（地域での生活）、障がい者及びその家族等の高齢化問題について、当事者や家族の方の考えや現状
- 福祉サービスの利用ニーズ等について
- その他（災害対応について、新型コロナウイルス感染の影響等）

## (2) 聞き取りでの主な意見

聞き取りでは、次のような意見が多くありました。

### ① 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実

- 相談支援専門員、ヘルパーなどの不足のため、利用ニーズと受入れ体制の需給バランスが不均衡な状態となり、サービスを利用したくてもできない実態があるので、事業所の増設や専門職を含めた職員体制の整備、事業内容の充実、及びサービス内容の拡充を求めたい
- 日常生活用具や補装具に関する、障がいのある人が必要とする製品や機種などの対象拡大について

### ② 発達障がいへの支援

- 発達に課題がある児童・生徒への支援については、就学前から進学、進級時の切れ目のない一貫した支援の継続が必要。家族、担任教諭など限られた人員で支えるのではなく、関わる大人の数を増やすなど、現場がゆとりを持って対応できる体制整備が必要
- 発達障がいのある人への支援は、複合的で多様性を伴う。障がい特性に応じた支援とするとともに、ケースによっては家庭全体の関係改善、構築のための支援を含めた制度、体制の整備について

### ③ 親亡き後の対応について

- 障がいのある子の親として、自分が先立つことにとっても不安がある。重度の人も受入可能なグループホームや、医療的ケアが必要な人に対応したグループホームの充実について
- 親亡き後のわが子の将来について、今から具体的に検討しなければいけないことは理解しているが、日々の暮らしが精一杯で考える余裕がない、という状況について

### ④ 高齢化、会の存続への対応

- 障がいのある人だけでなく、その家族も高齢となっており、色々な面で今までどおりの生活を送ることに困難な点や不安があるため、その解決に向けた家族全体への支援について
- 団体に所属する会員は高齢化が進み、新たな会員の加入も少ないため、会の存続に向けた支援の検討について

### ⑤ つながりの重要性

- 同じ障がいのある人同士が集まり、情報共有することのできる拠点づくりについて
- 一般的な近所付き合いだけでなく、いざという時に声がかかけあえるような関係性を築くための環境づくりについて

## 2 障がい者の実態・ニーズに関する調査 概要・実施状況

### (1) 調査の概要

#### ① 目的

障がい者の実態とサービス等に対するニーズを把握し、県障がい者計画及び障がい福祉計画の作成、市町村障がい者計画の作成並びに今後の障がい福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的とし、県と市町村が協力して調査を実施したもの。

#### ② 調査内容

ア 対象及び本市の対象者数

対 象	本市対象者
障害者手帳所持者（身体・療育・精神）	3,269人
自立支援医療受給者証所持者	1,587人
障がい福祉サービス受給者（65歳以上）	190人
難病患者・小児慢性	—
合 計	5,046人

※本市対象者5,046人の他に、施設入所者や入院者などは県が施設経由で調査を実施

イ 主な調査内容

- ・障がいの状況（種別、障害支援区分等）
- ・住まいや暮らしの状況
- ・障がい福祉サービス等の利用状況 など

ウ 経過

- ・令和4年10月 調査票送付
- ・令和5年7月 県が回答結果を県ホームページに公表  
本市回答者数 1,987人

### (2) 結果及び意見の概要

設問のうち、自由記載についての回答を集計したところ、主な項目は以下のとおりでした。意見が多く寄せられた項目の内容については、今回の見直しに反映しました。

#### ① 将来への不安

- 将来、安心して暮らせる環境を作ってほしい
- 障がいがあっても一人で生きていける社会づくり
- 今後のことを考えると、自宅以外での生活を検討しないといけないが、入所できる場所がない

- 重度の障がいがあり、24時間体制での生活全般への配慮が必要な子が将来安心して暮らせる場所をもっと増やしてほしい

## ② 親亡き後の対応

- 親としてわが子の面倒を最後まで見たいが、自分が死んだ後のことを考えるととても不安
- 親亡き後に、グループホームへの入居を希望しているが、金銭的負担が大きく不安がある
- 家族がいなくなった後、金銭面、その他のことも自立できるか不安

## ③ 金銭面での不安

- 体調にあわせて仕事をしたいが、そうすると収入が安定しない。入院を勧められても仕事をしないと収入がない
- 経済的困窮から脱却したい。
- 金銭面での安定を求めて、一般企業で働くより、障がい特性を活かして補い合えるような環境で働くことの方がいいような気がする
- 就職を希望しているが、障がいを理解している企業や個人が少ない。企業の理解を充実させてほしい

## ④ 障がい理解について

- 外見は障がいのない人と変わらないので、そのことで理解してもらえないことも多くある
- 社会全体が障がいについての理解を深めることができるよう、行政の支援に期待
- 同じ種類の障がいでも、それぞれ個人差があるということを理解してほしい
- 就職を希望しているが、障がいを理解している企業や個人が少ない。企業の理解を充実させてほしい

### 3 パブリックコメントの結果

---

#### (1) パブリックコメントの概要

① 実施期間

令和6年1月18日から2月16日 (30日間)

② 実施方法

電子メール、ファクシミリ、郵送、持参等による提出  
用意する様式又は任意のもので提出

③ 周知方法

素案を市ホームページへ掲載

素案を市役所本庁舎、淀江支所、米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）、米子市中心身障害者福祉センター、米子サン・アビリティーズ、市内各公民館に設置

#### (2) 結果及び意見の概要

① 提出者数及び件数

7人の方から49件のご意見をいただきました。

② 意見の内訳 (49件)

区 分	件数
障がい者計画	30件
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	7件
その他	12件

## 4 米子市障がい者計画等策定委員会

---

### 米子市障がい者計画等策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 米子市障がい者計画の策定並びに米子市障がい福祉計画及び米子市障がい児福祉計画の作成を体系的かつ総合的な見地で行うため、米子市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による市町村障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による市町村障害福祉計画の作成に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による市町村障害児福祉計画の作成に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい福祉に関係する団体等を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日からその任務が終了する日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部障がい者支援課において行う。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会

に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）の施行の日の前日までの間におけるこの要綱による改正後の米子市障がい者計画等策定委員会設置要綱第2条第3号の規定の適用については、同号中「児童福祉法」とあるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）第2条の規定による改正後の児童福祉法」とする。

米子市障がい者計画等策定委員会 委員名簿

(敬称略)

選出区分	団体等の名称	役職等	氏名
学識経験者	鳥取大学	名誉教授	吉岡 伸一
	(一社)権利擁護ネットワークほうき	事務局長	平林 和宏
関係機関・ 団体	米子市社会福祉協議会	事務局次長	遠藤 太一
	鳥取県立総合療育センター	院長	汐田 まどか
	鳥取県西部聴覚障がい者センター	所長	戸羽 伸一
	米子市手をつなぐ育成会	会長	植村 ゆかり
	精神障害者家族会すけっと	理事長	安達 賢
自立支援協 議会	就労継続支援事業所 代表 (社会福祉法人 養和会 理事長)		廣江 仁
	相談支援事業所 代表 (社会福祉法人 あしーど 理事長)		光岡 芳晶
	施設入所支援事業所 代表 (社会福祉法人 もみの木福祉会 理事)		大森 真一
	障害児通所支援事業所 代表 (社会福祉法人 博愛会 障がい福祉部長)		松本 雅樹
公募委員			桑本 寅子
			永見 真澄
			渡部 栄子
			14人



## 5 策定委員会開催経過

	期 日	内 容
第1回 策定委員会	令和5年5月26日	委員委嘱、委員長及び副委員長選出 策定委員会の概要・今後の予定等 障がい者支援プランの概要説明
第2回 策定委員会	令和5年8月17日	障がい者計画の見直し(案)の検討について 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直し (案)の検討について
第3回 策定委員会	令和5年10月5日	障がい者計画の見直し(案)の検討について 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直し (案)の検討について ニーズ調査の分析について
第4回 策定委員会	令和5年11月24日	障がい者計画の見直し(案)の検討について 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直し (案)の検討について
パブリック コメント	令和6年1月18日～ 令和6年2月16日	パブリックコメント実施
第5回 策定委員会	令和6年3月1日	パブリックコメントの結果について 障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉 計画の最終案について
計画の公表	令和6年3月	



**米子市福祉保健部障がい者支援課**

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
電話 0859-23-5159 FAX 0859-23-5393  
URL <http://www.city.yonago.lg.jp/>